命數考

內野台嶺

一、序言

こゝに「命」といふのは、勿論「天命」の「命」でもなく、「運命」の「命」でもない。さりとて又「生命」の「命」を指して言ふのでもなく、所謂「命數」の「命」を指して言ふのでもない。周禮等に出て來る「命侯」・「命卿」・「命大夫」・「命士」等、所謂「典命」の「命」の意味であることを先づ以て承知して貰ひたい。

二、「命」とは何ぞ

周禮春官典命の序官の鄭玄注に、

命、謂下王遷秩群臣之書上。

とある。これに據れば、こゝに言ふところの「命」は、要するに今日の所謂「辭令書」の如きものである。群臣は王から

此の辭令書を受けて、或は士と爲り、或は大夫と爲り、或は卿となり、或は諸侯となるわけである。然るに此の「命」なるものは、必すしも王からばかり出るので無く、諸侯から出るところのものもある。その事に就いては、自然以下に於て之を明かにするつもりである。

三、諸侯の命數に就いて

周に於ては、王の下に、公・侯・伯・子・男等、凡そ五等の諸侯があつたことは、天下周知の事實である。ところが命數（宿命的の意味でなく、單に辭令を受けた數の意味である。以下同樣に解せられたい。）から言ふと、上公は九命、侯伯は七命、子男は五命といふことになり、凡そ三階段に分れてゐるやうである。周禮春官典命に、

上公九命爲レ伯、其國家宮室車旗衣服禮儀、皆以レ九爲レ節。侯伯七命、其國家宮室車旗衣服禮儀、皆以レ七爲レ節。子男五命、其國家宮室車旗衣服禮儀、皆以レ五爲レ節。

とあるのは、卽ちそれを物語るものである。ところが王の下には、別に王直屬の公・卿・大夫・士なるものがあつて、それが夫れ〳〵命數を受けて居り、大夫以上の者が出封せられる時は、加命一等して諸侯となるのであるが、その事に關しては之を次の項に讓る。

四、王の公・卿・大夫・士の命數に就いて

王直屬の公・卿・大夫・士の命數、並びに其の諸侯への進級に就いては、同じく周禮春官典命に、次の如く述べてゐる。

王之三公八命。其卿六命。其大夫四命。及二其出封一、皆加二一等一。

卽ち本來王の三公は八命、卿は六命、大夫は四命であるが、出でて諸侯となる場合には、夫れ〳〵一等の加命があつて、三公なれば九命の上公と爲り、卿なれば七命の侯伯と爲り、大夫なれば五命の子男となるわけである。されば典命の賈公彥疏には、此の事を次の如く說明してゐる。

王之三公八命、其卿六命、其大夫四命、皆是在レ朝者。云二及二其出封一、皆加中一等上者、三公八命者、爲二九命上公一、六命卿、爲二七命侯伯一、四命大夫、爲二五命子男一。

ところがどういふものか、典命の本文には、士の命數に就いては何等之に觸れてゐない。然るに鄭玄は、典命に注して、

王之上士三命、中士再命、下士一命。

と云ひ、更に王の大夫に就いては、

四命、中下大夫也。

と云つてゐる。

何故に鄭玄が、正文も無いのに、斯く上士は三命、中士は再命、下士は一命と明記したかといふに、それは周禮の序官には、明かに上士・中士・下士があり、而も典命の本文には、大夫は四命となつてゐるところから、三命以下を斯く上中下の士に夫れ〳〵分配したものであらう。又鄭玄が、これも正文が無いのに、四命は中下の大夫也と云つたのは、同じく周禮の序官に中大夫・下大夫はあるけれども、上大夫といふものがないところから考へついたものであらう。且つ典命の本文に、何等士に就いて觸れてゐないのは、典命が公・卿・大夫出封のことを說くに急にして、士には出封のことがないところから

之を略したのであらうといふ、賈公彥の說は恐らく當つてゐよう。周禮天官序官（冢宰）の鄭注に、

王之卿六命、其大夫四命、士以三三命而下一爲レ差。

とあり、賈公彥が之に疏して、

又云二王之卿六命、其大夫四命一者、典命文。大夫無二中下之別一。案二序官一、則有二中下大夫一。則四命大夫、自分爲二中下一。似レ若二侯伯同七命、子男同五命、爵則有二高下不一レ同也。士以二三命一爲レ差。但典命直見二公卿大夫命一者、欲レ見レ有二出封之事一。故彼云二其出封皆加二一等一。士爵卑、無二出封之理一、故不レ言也。彼士之命數既不レ言、知二三命以下一者、正見二序官有二上士・中士・下士三等一。典命、除二六命四命一、無二三命・二命・一命一。鄭則約レ之、上士爲二三命一、中士爲二再命一、下士爲二一命一。若レ然、王朝三公八命、卿六命、大夫四命、皆爲二陰爵一。以待下出封爲二諸侯一、乃爲中陽爵九命・七命・五命上。士既不レ得二出封一。故在二王朝一有二三命・一命一、亦爲二陽爵一、無レ嫌也。

と云つたのは、明かに其の消息を物語るものである。便宜の爲、今之を一覽表にして見ると、大體次の如くになるやうである。

上公……九命（陽爵）
侯伯……七命（陽爵）
子爵……五命（陽爵）
王之三公……八命（陰爵、出封加命一等して上公と爲る）
王之卿……六命（陰爵、出封加命一等して侯伯と爲る）

王之大夫……四命（陰爵、出封加命一等して子男と爲る）
王之上士……三命（鄭注に據る。出封のこと無し）
王之中士……二命（鄭注に據る。出封のこと無し）
王之下士……一命（鄭注に據る。出封のこと無し）

但こゝに疑問とすべきは、王之大夫については鄭玄が「四命は中下の大夫也」と云つてゐながら、王之卿に就いては、何等此の問題に觸れてゐないことである。それに關しては、後段に於て別に卑見を述べるつもりである。

五、諸侯の孤・卿・大夫・士の命數に就いて

以上は五等の諸侯、並びに王直屬の公・卿・大夫・士に就いての命數の大略であるが、其の五等の諸侯の下にも、夫れぞれ孤とか卿・大夫・士とかいふものがあつて、王のそれとは自ら異るところの命數を有してゐるのである。周禮典命に曰く、

公之孤四命、以二皮帛一眡二小國之君一。其卿三命、其大夫再命、其士一命。其宮室車旗衣服禮儀、各眡二其命之數一。侯伯之卿大夫・士、亦如レ之。子男之卿再命、其大夫一命、其士不命。其宮室車旗衣服禮儀、各眡二其命之數一。

と。今之を表にして示すと、凡そ左の如きものとなる。

公之孤……四命
公之卿……三命　大國
公之大夫……二命
公之士……一命

侯伯之卿……三命
侯伯之大夫…二命　次國
侯伯之士……一命
子男之卿……二命
子男之大夫…一命　小國
子男之士……不命

これに據つて見ると、孤は大國にのみあつて他になく、不命之士は子男にのみあつて他にない。孤は言ふまでもなく、公に貳して專職なきもの、不命之士は、未だ表向きの辭令を受けて居らないものである。

ところが此處に面倒なことがある。それは諸侯の卿の中には、直接王より命を受けてゐる者と、然らずして、單に其の君から命を受けてゐる者と、兩樣あることである。卽ち典命の賈疏に據ると、大國の卿は上・中・下あつて、上卿は天子から三命され、中卿は天子から二命、自國の君から一命され、下卿は天子から一命、自國の君から二命される。(但し夏殷の制度では、下卿は天子から一命、自國の君から一命で、都合二命だけだといふ。)

次に次國の卿も上・中・下あつて、「並びに三命だ」と云つてゐるが、それ以上は何等詳しい説明がない。從つて其の命の受け方は、果して大國の場合と同じに見たのであらうか。それとも、大國とは幾分そこに區別を立てたのであらうか。賈公彥もそれについては、何等觸れてゐない。(但し夏殷の制度では、上卿は天子から二命、中卿は天子から一命、自國の君から一命、下卿は自國の君からのみ二命で、結局次國の卿は、周と違つて、何れも二命だといふのである。)

次に小國の卿も上・中・下あつて、上卿は天子から一命、自國の君から一命されるが、中卿・小卿は何れも自國の君から二命されるのみだといふ。（但し夏殷の制度では、上卿は天子から一命されるが、中・下の二卿は何れも自國の君から一命されるのみだと云つてゐる。）

今此のことを分り善くする爲に、周の制度と夏殷の制度とを比較して表に現はすと次の如くになる。

〔周　制〕

大國
- 上卿……天子三命／己君不命
- 中卿……天子二命／己君一命
- 下卿……天子一命／己君二命

次國
- 上卿……天子三命／己君不命
- 中卿……天子二命／己君一命
- 下卿……天子一命／己君二命

小國
- 上卿……天子一命／己君一命
- 中卿……天子不命／己君二命
- 下卿……天子不命／己君二命

（或は）

次國
- 上卿……天子二命／己君一命
- 中卿……天子一命／己君二命
- 下卿……天子不命／己君三命

〔夏殷制〕

大國
- 上卿……天子三命　己君不命
- 中卿……天子二命　己君一命
- 下卿……天子一命　己君一命

次國
- 上卿……天子二命　己君不命
- 中卿……天子一命　己君一命
- 下卿……天子不命　己君二命

小國
- 上卿……天子一命　己君不命
- 中卿……天子不命　己君一命
- 下卿……天子不命　己君一命

かく兩者を比較表示して見ると、諸侯の卿の命數に就いては、明かに周と夏殷との相違を見出すのであるが、其の相違の據つて來るところの根元を推究すると、それは主として禮記の王制と、その王制に本づく周禮典命鄭注とに其の根據を求めることが出來るやうである。そこで次には禮記の王制にあらはれたる諸侯の卿・大夫・士の命數に就いて述ぶべきであるが、順序として其の前に典命鄭注に據る賈公彥の疏を引用し、以て此の事の裏付けをなして置かうと思ふ。

尙大國孤の命に就いては、何等說明が施されてゐないが、大國・次國の上卿が、三命共天子より下されるところから見て、之は恐らく四命共天子より下されるものと想定される。又大夫以下は、既に小國の中卿下卿に天子からの命がない以上、當然自國の君からのみ命を受けたものであらう。

云ニ大國三卿一、皆命ニ於天子一者、上卿則命數足矣。中卿、天子再命、已君加ニ一命一、亦爲ニ三命一。下卿、天子一命、若ニ夏殷一、已君加ニ二命一、二命足矣。云ニ下大夫五人不レ言ニ命數一者、並不レ得ニ天子命一。夏殷並已君加ニ一命一。周則大國之大夫再命也。云ニ上士二十七人一者、夏殷之士不命。其二十七士、亦應レ有ニ上九・中九・下九一。而皆云ニ上士一者、亦是勉レ人爲ニ高行一、故摠以ニ上士一言レ之也。

云ニ次國三卿一、二卿命ニ於天子一者、上卿天子二命、已君不レ加。中卿天子一命、已君加ニ一命一。下卿天子不命、已君亦加ニ一命一、爲ニ再命一、故云ニ一卿命ニ於其君一。是次國之卿皆再命也。若ニ周禮一、次國卿並三命。亦下大夫五人、上士二十七人。義與ニ大國一同也。

云ニ小國二卿一、皆命ニ於其君一者、案、彼鄭注云ニ此文似ニ誤脫一者、類ニ上文大國・次國一、則此小國亦當レ有ニ三卿一、宜レ云ニ下小國三卿一、一卿命ニ於天子一、二卿命中於其君上。則是脫下「亦三卿、一卿命ニ於天子一。」九字上矣。云レ誤者、次國云ニ二卿命ニ於天子一、不レ言レ皆。此小國云ニ二卿皆命ニ於其君一、而言レ皆。是誤。故云ニ蓋誤一也。若依ニ此三卿一解レ之、則三卿之內、一卿命ニ於天子一、爲ニ二命一。二卿命ニ於其君一、亦各一命。亦下大夫五人、上士二十七人。義與レ上同也。若ニ周禮一、小國三卿、皆再命。亦一卿命ニ於天子一、已君加ニ一命一、爲ニ再命一。二卿命ニ於其君一、不レ得ニ天子命一。並已君再命矣。

又周法、次國五大夫、亦與ニ大國五大夫一同再命。小國下大夫五人、各一命。其士、公侯伯之士、同一命。子男之士、不命。

與二夏殷一同。此文是也。

六、王制に見えたる命數に就いて

以上は大體周禮典命を主とした諸侯や公・卿・大夫・士の命數に就いての說明であるが、其の說明の中には、禮記王制に本づいた鄭玄の注や、その鄭玄の注を更に詳細に分解した賈公彥の疏などがあり、出來るだけ周禮と王制とを調和させようとしてゐる努力が認められる。併しながら、結局兩者の一致せぬ點に逢着すると、王制の說を指して鄭玄は之を夏殷の制なりと云ひ、賈公彥亦鄭玄の說に贊同の意を表してゐるのである。そのやうなわけで、王制の說くところは、必ずしも周禮とは一致しないが、その一致しない部分を良く識別して、敢て牽强附會を行はないならば、王制が周禮を說明する上に大なる參考となることは勿論である。

偖禮記王制では、

天子、三公・九卿・(三孤卿と六卿)二十七大夫・八十一元士。

と規定し、更に諸侯に關しては、

大國三卿、皆命二於天子一。下大夫五人。上士二十七人。

次國三卿、二卿命二於天子一、一卿命二於其君一。下大夫五人。上士二十七人。

小國二卿、皆命二於其君一。下大夫五人。上士二十七人。

と說明してゐる。これに據れば、大國と次國とは共に三卿であるが、小國は二卿といふことになる。若し小國が二卿だとす

ると、後文の「小國之上卿、位當二大國之下卿一、中當二其上大夫一、下當二其下大夫一。」といふのと、前後矛盾することになるので、鄭玄は此の文に誤脫ありとし、之を訂正して、

小國亦三卿、一卿命二於天子一、二卿命二於其君一。下大夫五人。上士二十七人。

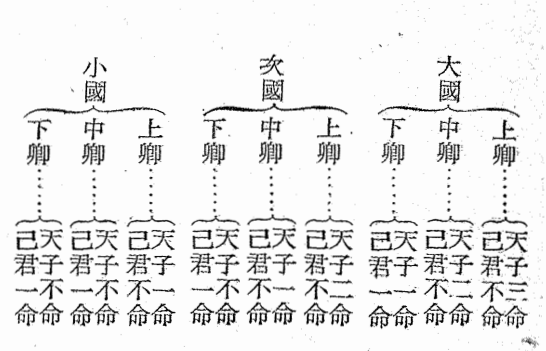
と云つて居り、賈公彥亦典命の疏に於て此の事に論及したことは、既に前項に引用した通りである。斯くして鄭玄の訂正を正しいとするならば、（恐らく正しいであらう）此の王制の經文は、其の受命の仕方に關する限りに於て、周禮典命と大した相違はないやうである。（尤も典命に於ては、次國の經文・賈疏共に明瞭を缺き、三卿共に天子からの命を受けるやうにも取れる、又この王制の言ふところのやうにも取れる。前項の表參照。）

ところが、其の命數を說明する段になると、王制の文は典命の文と著しく相違して來る。卽ち典命では、大國・次國共に「其の卿は三命、其の大夫は再命、其の士は一命。」又「小國の卿は再命、其の大夫は一命、其の士は不命。」と云つてゐるに係らず、王制に於ては、「大國の上卿は三命、下卿は再命。小國の卿は下大夫と與に一命。」と云つてゐるのである。卽ち王制に曰く、

「大國之卿、不レ過二三命一。下卿再命。小國之卿、與二下大夫一一命。」と。而してこゝに次國について說明がないのは、鄭玄も云つてゐる如く、大國と小國との關係を見て、之を類推せよといふのであらう。されば孔穎達も之に疏して、

以二大國上卿三命、下卿再命一、次國上卿再命、下卿一命。小國上下卿、並皆一命。

と云つてゐる。今之を圖表にすると大凡次の如くになる。



之を典命賈疏の圖表（前項參照）と較べ見る時、吾人は直ちに其の命數の相違を見出すであらう。此の相違は何によつて起るか。鄭玄は周制と一致せぬものがあると、無條件に夏殷の制だと斷じてしまふ癖があるが、果してそれで宜いのであらうか。又王制は夏殷の制と云ひ乍ら、賈疏の說明せる夏殷制と、孔疏の採用せる夏殷制と、其の間にも多少の相違を來せるは何に據るか。それ等に就いては一向に究明せるところがなく、吾人は當に其の判斷に苦しむものである。

〔參考〕

偖こゝに大いに參考に供すべき一つの問題がある。それは孫詒讓が周禮典命の正義の中に於て、孫希旦の說を引用し、諸侯の卿・大夫・士の命數の如きは、元來其の身分によつて固定せるものでなく、周禮などに言ふところは、單に其の最後の命數について擧示したに過ぎない。例へば大國の卿にしても、一命の者もあり、二命の者もあり、三命の者もある云云といふ議論である。

孫希旦云、左傳、晉公以二三命一命二先且居一、將二中軍一、以二再命一命二先茅之一、縣二賞胥臣一、以二一命一命二郤缺一、爲レ卿。魯季平子・叔孫昭子、初以二再命一爲レ卿。及二伐レ莒克レ之一、更受二三命一。是公侯伯之卿、三命爲レ極。而其初升者、或惟再命及一命也。子男之卿、以二再命一爲レ極。而其初升者、或惟一命也。案、孫說是也。王制與二此經文一雖レ不レ同レ義、實互相足。左襄二十六年傳、亦說二鄭賜二子展三命之服、子產再命之服一。是侯伯之卿、自有二再命・一命者一。蓋初命爲レ卿、命數皆、減與二大夫一同。加賜乃得二三命一。此經（典命）唯云二卿三命一者、據二其最貴者一言レ之。實則公侯伯卿、不二必皆三命一。而大夫・士亦不二必皆再命一命一、可二類推一也。

七、卿・大夫に關する特殊問題

諸侯の卿に、上・中・下の三等あることは、前既に述ぶるところに據つて明かである。而して一層此の事を證據立てるものは、王制の

次國之上卿、位當二大國之中一、中當二其下一、下當二其上大夫一。小國之上卿、位當二大國之下卿一、中當二其上大夫一、下當二其下大夫一。

とある一文である。今之を表にすると次の如くになる。

（大國）	（次國）	（小國）
上卿		
中卿……上卿		
下卿……中卿……上卿		
上大夫……下卿……中卿		
下大夫……下卿		

尙此の一文については、左傳成公三年冬十一月、晉侯が荀庚をして來聘せしめ、衞侯が孫良夫をして來聘せしめた時、其の順位を定めるに就いて問題が起り、成公が之を臧宣叔に問ふと、臧叔が之に對へて、之と全く同じやうなことを云つてゐる。斯くして諸侯の卿に上・中・下三等あることは、一層明かとなつた。前項に引用した王制の「大國之卿、不レ過二三命一。下卿再命。小國之卿、與二下大夫一一命。」の疏に於て、孔穎達が

大國下卿再命者、謂下除レ孤以外之卿、就二再命之中一、分爲中中卿・下卿上也。……次國之下卿一命、亦分爲二中・下一二等一。……小國之卿、雖二同一命一、亦分爲二三等一。

と云つたのも、全く此の一文から出發した言葉である。

ところで、諸侯の卿には斯く上・中・下の三等あつたことが明かであるに係らず、天子直屬の卿については、之に關する記錄が全くない。第四項に引いた典命の本文には、「王之三公八命、其卿六命、其大夫四命、云云」とあるのみで、鄭注も

賈疏も、卿に三等あるか否かに就いては何等觸れるところがない。又天官冢宰序官には、「治官之屬、大宰卿一人、小宰中大夫二人、宰夫下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人。」とあり、大夫に中・下の二等あり、士に上・中・下の三等あることは見えてゐるけれども、卿の等級については矢張り何等の手係りもない。而して此のことは周禮六官を通じて全く同樣だと云ひ得る。されば孫詒讓などは、此の冢宰序官の正義の中に於て、

此經王官之爵凡七等。曰公、曰卿、曰中大夫、曰下大夫、曰上士、曰中士、曰下士。而無二上大夫一。

と云つてゐるくらゐである。既に諸侯の卿に上・中・下三等の區別を立てながら、天子の卿に全然此の區別が無かつたとするならば、文を尚ぶ周代として、天子の方が諸侯より文簡であるといふことは、——禮少きを以て貴しとする場合は別として——頗る異なものと云はなければならない。そこで想ふに、官制の組織としては、天子の卿と雖も、勿論上・中・下三等の區別が存して居つたのだけれども、實際には之を區別して明示する必要も場合も無かつたのではあるまいか。併しこれは全くの想像であり、勿論確證があるわけではない。

次に大夫に就いての問題であるが、既に周體天官冢宰序官の引用文に於て示せるが如く、中大夫と下大夫とは共に存するけれども、上大夫は無く、而も此の事は周官を通じて同樣である。ところが諸侯になると、此の項の初めに引用した王制の一文の如く、上大夫と下大夫とは共にあるけれども、中大夫といふものがない。方慤の如きは、王制の「大國之卿、不レ過二三命一。下卿再命、小國之卿、與二下大夫一一命。」に注して、

言二下大夫一而不レ及二上・中一者、蓋諸侯無二中大夫一而卿卽上大夫故也。（禮記義疏引）

とさへ云つてゐる。方慤の此の所說は、勿論王制の

王者之制二祿爵一、公・侯・伯・子・男凡五等。諸侯之上大夫卿、下大夫・上士・中士・下士凡五等。

より來てゐるものと思はれるが、それにしても中大夫が無いといふのはどうしたわけか。且つ諸侯の上大夫は卽ち卿だといふ理由はどこにあるのか。左傳桓公三年の條には、公の女が他國に嫁する場合、先方が大國なれば上卿が之を送り、先方が小國なれば上大夫が之を送ることを說いて居り、竹添博士は之に據して、「周禮序官には中大夫があるけれども、上大夫がない。そこで王制では諸侯の上大夫は卽ち卿だとして、上大夫は事實上無い者の如くにし、周禮と辻褄を合せようとしたのだが、それは畢竟王制の編者が此の左傳の文を見なかつたからだ。」と論じて、

周禮序官、唯有二中大夫一、無二上大夫一。王制曰、諸侯上大夫卿。而此云二上大夫一者、諸侯之制、三卿・五大夫。五人之中、又復分爲二上下一。成三年傳曰、次國之上卿、當二大國之中一、中當二其下一、下當二其上大夫一。小國之上卿、當二大國之下卿一、中當二其上大夫一、下當二其下大夫一。是分二大夫一爲二上下一也。編二王制一者、不レ見二左傳一、故以二王官一混說耳。

と云つてゐるけれども、これとて諸侯に中大夫の無い理由は何等闡明されて居らない。且つ其の引用した成公三年の文の如きは、前にも一寸觸れて置いた如く、王制の文と全然同一であつて、萬一にも王制の編者が、左傳から此の一條を採つたとするならば、會箋の議論は自然自家撞著を來すことになる。

惟ふに、多くの文獻上から見て、諸侯に上大夫があつたことは、爭はれない事實のやうである。——よし上大夫にして直ちに卿の取扱を受ける者があつたにしても——且つ既に士に上・中・下の區別があり、卿に亦上・中・下の區別があつたとするならば、中大夫なる者も、實例の有無は之を別として、少くとも周制組織の上には矢張り存して居つたのではあるまいか。

そこで次には、何故に天子に中・下の兩大夫あつて、上大夫がないかといふ問題が生ずるが、これに就いては孫詒讓が、冢宰序官の正義の中に於て、沈彤の說を引き、「王制に、諸侯の上大夫卽卿とあるところから推して、天子の上大夫も亦卿となるから、そこで天子に上大夫がないのだ。」と推論してゐる。

此經王官之爵凡七等。曰公、曰卿、曰中大夫、曰下大夫、曰上士、曰中士、曰下士。而無二上大夫一。沈彤云、上大夫卽孤卿也。大戴禮記盛德篇云、三少皆上大夫也。王制云、諸侯之上大夫卿。天子亦然。案沈說是也。

此の推論は、一應尤ものやうにも思はれるが、併し儀禮の士相見禮に、「上大夫相見以レ羔。」の語があるなどから考へると、矢張り周代の制度としては、其の組織の上に、天子の上大夫なるものゝ存在したことが首肯される。して見れば、偶〻周禮六官に、上大夫の名が見出し得られないにしても、それが必ずしも上大夫の存在を否定する理由とはならないこと、猶前述した卿の場合と同樣ではなからうかと想定されるのである。

八　結　語

之を要するに、王の公・卿・大夫・士の命數に就いては、秩序整然として居て、何等疑問の生ずべきものもないのだが、諸侯の孤・卿・大夫・士の命數となると、周禮典命と禮記王制とでは相當の開きがあり、從つて鄭玄は、王制を以て夏殷の制なりとし、一應其の間の解決を試みようとしてゐる。にも係らず、同じく鄭玄說に據りながら、夏殷の制を說くに際しては、賈公彥と孔穎達との間に、又意見の一致せぬ部分があり、問題は頗る紛糾して來るのである。併し此等は結局正文の不備から來るのであつて、今直ちに之が正否を決定することは、頗る困難な問題と云はねばならない。夫れ故自分は今、此等

紛糾せる問題を出來るだけ整理し、夫れ〳〵の主張を有りの儘に紹介して、聞々卑見を加へたに過ぎないのであるが、最後に周禮春官大宗伯に見えたる「九議之命」なるものを紹介して、一先づ此の小論文を終らうと思ふ。

偖周禮春官大宗伯の本官を見ると、

以二九議之命一、正二邦國之位一。壹命受レ職、再命受レ服、三命受レ位、四命受レ器、五命賜レ則、六命賜レ官、七命賜レ國、八命作レ牧、九命作レ伯。

といふことがある。鄭玄は之に注して、「壹命受レ職」に對しては「始見レ命爲二正吏一。謂二列國（此の列國、子男を含まず。以下同じ。）之士一、於二子男一爲二大夫一。王之下士亦一命。」と云ひ、「再命受レ服」に對しては「此受二玄冕之服一。列國之大夫再命、於二子男一爲レ卿。卿大夫自二玄冕一而下。……王之中士亦再命。士則爵弁服。」と云ひ、「三命受レ位」に對しては「此列國之卿、始有下列二位於王一、爲中王之臣上也。王之上士亦三命。」と云ひ、「四命受レ器」に對しては「此公之孤、始得レ有二祭器一者也。王之下大夫亦四命。」と云ひ、「五命賜レ則」に對しては「則、地未レ成レ國之名。王之下大夫四命、出封加二一等一五命、賜レ之以二方百里・二百里・三百里之地一者。方四百里以上爲二成國一。……」と云ひ、「六命賜レ官」に對しては「此王六命之卿、賜レ官者。使レ得下自置二其臣一、治二家邑一、如中諸侯上。」と云ひ、「七命賜レ國」に對しては「王之卿六命、出封加二一等一者。司農云、出就二侯伯之國一。」と云ひ、「八命作レ牧」に對しては「謂下侯伯有二功德一者、加命得中專征上伐於諸侯。中鄭司農云、一州之牧。王之三公亦八命。」と云ひ、「九命作レ伯」に對しては「上公有二功德一者、加命爲二二伯一、得レ征二五侯九伯一者。鄭司農云、長二諸侯一爲二方伯一。」と云つてゐる。

此の鄭注の個々の事柄に關しては、勿論多少の異議も存するであらうが、大體に於て典命の文と一致せるものと云ふべき

であつて、之を、命數に應じて夫れ〳〵受くるところのものを異にする記事として見る時、此の大宗伯の一文は、此の小論文の一旁證として立派に役立つであらう。

（昭和十六年八月二十九日）